

受診費無料!!

後期高齢者健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。下記のとおり健康診査の対象となる方には「健康診査受診券」をお送りしますので、この機会にぜひ受診しましょう。

【健診項目】 身体計測、血圧測定、血液検査（貧血検査含む）、尿検査、心電図検査、眼底検査（医師の判断により検査が必要な方のみ）

【受診期間】

健康診査受診券を受け取られたときから12月末まで

【受診方法】 健康受診券に同封の「健康診査実施機関一覧表」に記載されている病院などで受診できます。実施日時、予約の要否などは受診を希望される病院で確認してください。

【受診時に持参するもの】

「健康診査受診券」、健康診査受診券に同封の「後期高齢者の質問票」、「後期高齢者医療被保険者証」

健康診査の対象者

※長期入院、施設入所等の方は、健康診査の対象になりません。

①令和3年9月30日以前に後期高齢者医療制度に加入された方で、生活習慣病と診断されていない方
6月中旬に健康診査受診券をお送りする予定です。

※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化等があります。

②令和3年度に後期高齢者健康診査受診券で健診を受診された方で、広域連合が受診を確認できた方
6月中旬に健康診査受診券をお送りする予定です。

③令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間に後期高齢者医療制度に加入された方または加入される方

後期高齢者医療制度加入時期	健康診査受診券送付時期(予定)
令和3年10月1日～令和4年4月30日	6月中旬
令和4年5月1日～6月30日	7月下旬
令和4年7月1日～7月31日	8月下旬
令和4年8月1日～9月30日	9月下旬

左表のとおり、後期高齢者医療制度の加入時期に応じて健康診査受診券をお送りします。

※令和4年10月1日以降に後期高齢者医療制度に加入される方は、今年度の健康診査の対象外となるため、加入前の健康保険の特定健診を受診してください。なお、市国保の場合は、国保発行の受診券の有効期限を確認して、期限内に受診してください。

④健康診査受診券が届かなかった方のうち受診を希望される方は…

6月中旬から12月中旬まで市保険年金課（市役所1階④番窓口）に健康診査申込書を備え付けますので、必要事項を記入し、提出してください。申込後、広域連合より健康診査受診券をお送りします。

※必ず「健康診査受診券」がお手元にあるか確認をいただいた上で、受診を行ってください。

【お問い合わせ先】 市保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口） ☎ 32・4120 / FAX 35・0173
Mail: hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

災害時において宿泊施設へ避難する場合に宿泊費を助成します

新型コロナウイルス感染症が流行している状況において、避難者の安全確保と避難所での3密回避を図るため、お住まいの地域に警戒レベル3「高齢者等避難」以上の避難情報が発令され、下記の対象の方が宿泊施設に避難した場合に、その経費の一部を助成します。

【対象となる方】

小松島市内の次の「居住の要件」のいずれかの区域に居住し、かつ、「利用者の要件」に該当する方が対象となります。

○居住の要件

- ・土砂災害警戒区域
- ・洪水浸水想定区域
- ・高潮浸水想定区域

○利用者の要件（次のいずれかに該当する要配慮者と、その介助者として付き添う方）

- ・要介護認定3から5のいずれかの認定を受けている方

- ・身体障害者手帳1級または2級を所持する方
- ・療育手帳Aを所持する方
- ・妊産婦および乳幼児（満1歳未満）

【助成金額】

避難者1人1泊あたり上限5,000円

※食事や宿泊施設への移送に要する経費は助成対象外。

【補助対象期間】 11月30日（水）まで

【補助対象となる宿泊施設】

- ・徳島県旅館ホテル生活衛生同業組合、一般社団法人日本旅館協会徳島県支部の加盟施設
- ・小松島市と協定を締結している施設

【お問い合わせ先】

市危機管理・感染症対策推進課（市役所4階）

☎ 34・9014 / FAX 32・3522

Mail: kikikansentaisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp